

令和 7 年岩見沢市議会第 3 回定例会

新 旧 対 照 表

議 案 第 4 9 号 ・ 議 案 第 5 0 号

議案第 4 9 号 職員の育児休業等に関する条例及び岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
※ 第 1 条関係（職員の育児休業等に関する条例） （趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 1 0 条第 1 項及び第 2 項、第 1 4 条、第 1 5 条、第 1 7 条、第 1 8 条第 3 項並びに第 1 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第 1 7 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く） （部分休業の承認） 第 1 8 条 部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員に	※ 第 1 条関係（職員の育児休業等に関する条例） （趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 1 0 条第 1 項及び第 2 項、第 1 4 条、第 1 5 条、第 1 7 条、第 1 8 条第 3 項並びに第 1 9 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第 1 7 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。） （第 1 号部分休業の承認） 第 1 8 条 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。

議案第 4 9 号 職員の育児休業等に関する条例及び岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

No. 2

現 行	改 正 後
<u>いて定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第67条の規定による育児時間又は岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例第22条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が任命権者の定める介護時間に相当する休暇又は育児の休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	2 労働基準法第67条の規定による育児時間又は岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例第22条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が任命権者の定める介護時間に相当する休暇又は育児の休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤</u>

議案第 4 9 号 職員の育児休業等に関する条例及び岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

No. 3

現 行	改 正 後
	<u>務時間の時間数</u> <u>(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)</u> <u>第 1 8 条の 3 育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。</u> <u>(育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として 条例で定める時間)</u> <u>第 1 8 条の 4 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を 基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該 各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 7 7 時間 3 0 分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第 1 8 条の 5 育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶 者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条 第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたこと により同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなけ れば同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が 生じると任命権者が認める事情とする。</u>

議案第 4 9 号 職員の育児休業等に関する条例及び岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

No. 4

現 行	改 正 後
(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第 1 9 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 1 1 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 1 5 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。 (1) 及び (2) 略 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第 2 0 条 第 1 2 条の規定は、部分休業について準用する。 第 2 1 条 略	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第 1 9 条 職員が<u>育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する</u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 1 1 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 1 5 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 会計年度任用職員が<u>育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する</u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。 (1) 及び (2) 略 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第 2 0 条 <u>育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。</u> 第 2 1 条 略 <u>(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> 第 2 1 条の 2 <u>任命権者は、前条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u>

議案第 4 9 号 職員の育児休業等に関する条例及び岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

No. 5

現 行	改 正 後
第 2 2 条 略	<u>(3) 前条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予測される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> 第 2 2 条 略

議案第 4 9 号 職員の育児休業等に関する条例及び岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

No. 6

現 行	改 正 後
※ 第 2 条関係（岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例） （給与の減額） 第 1 8 条 略 2 職員が部分休業（当該職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の<u>一部</u>を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	※ 第 2 条関係（岩見沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例） （給与の減額） 第 1 8 条 略 2 職員が部分休業（当該職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

議案第 5 0 号 岩見沢市病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

No. 1

現 行				改 正 後			
(経営の基本)				(経営の基本)			
第2条 略				第2条 略			
2 病院事業として設置する病院(以下「病院」という。)は、次のとおりとする。				2 病院事業として設置する病院(以下「病院」という。)は、次のとおりとする。			
病院名	所在地	診療科目	病床数	病院名	所在地	診療科目	病床数
岩見沢市立 総合病院	岩見沢市9条西 7丁目2番地	内科、消化器内 科、小児科、外科、 整形外科、産婦人 科、耳鼻咽喉科、 眼科、皮膚科、泌 尿器科、精神神経 科、麻酔科、放射 線科、脳神経外 科、形成外科	一般病床 <u>3 6 5</u> 床 精神病床 1 1 5床 感染症病床 4床 合計 <u>4 8 4</u> 床	岩見沢市立 総合病院	岩見沢市9条西 7丁目2番地	内科、消化器内 科、小児科、外科、 整形外科、産婦人 科、耳鼻咽喉科、 眼科、皮膚科、泌 尿器科、精神神経 科、麻酔科、放射 線科、脳神経外 科、形成外科	一般病床 <u>3 5 5</u> 床 精神病床 1 1 5床 感染症病床 4床 合計 <u>4 7 4</u> 床
略				略			